

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年12月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500226 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500094 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 25 年 5 月 1 日、喪失年月日を平成 27 年 4 月 21 日に訂正し、平成 25 年 5 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額を 22 万円、同年 9 月から平成 27 年 3 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 25 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 12 月 21 日から平成 27 年 4 月 21 日まで

私は、A 社に昭和 53 年 11 月から同社が倒産した平成 27 年 4 月 \* 日まで継続して勤務し、その間の仕事内容は同じで 1 週間の労働時間は 40 時間以上あったにもかかわらず、平成 24 年 12 月 21 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失させられた。会社倒産後に、雇用保険については、継続勤務していたとして離職日が平成 24 年 12 月 20 日から平成 27 年 4 月 \* 日に訂正された。

厚生年金保険の被保険者記録も平成 24 年 12 月 21 日の資格喪失日を平成 27 年 4 月 21 日に訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映できる記録にしてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 25 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 21 日までの期間（本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間）については、A 社の破産管財人から提出された労働者名簿、賃金台帳及びタイムカードにより、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務し報酬を受けていたことが確認できることから、同社に使用される厚生年金保険の被保険者に該当することが認められる。

したがって、A 社での請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 25 年 5 月 1 日、喪失年月日は平成 27 年 4 月 21 日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、平成 25 年 5 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から平成 27 年 3 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間（本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間）については、A 社の破産管財人から提出された前述の資料により、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務し報酬を受けていたことが確認できることから、同社に使用される厚生年金保険の被保険者に該当することが認められる。

しかしながら、A 社の破産管財人から提出された賃金台帳により、請求者は、平成 24 年 12

月 21 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間については、前述のとおり、本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間となるところ、請求者は、同法第 75 条本文の規定による年金記録の訂正について希望していないため、当該期間の記録訂正は行わない。